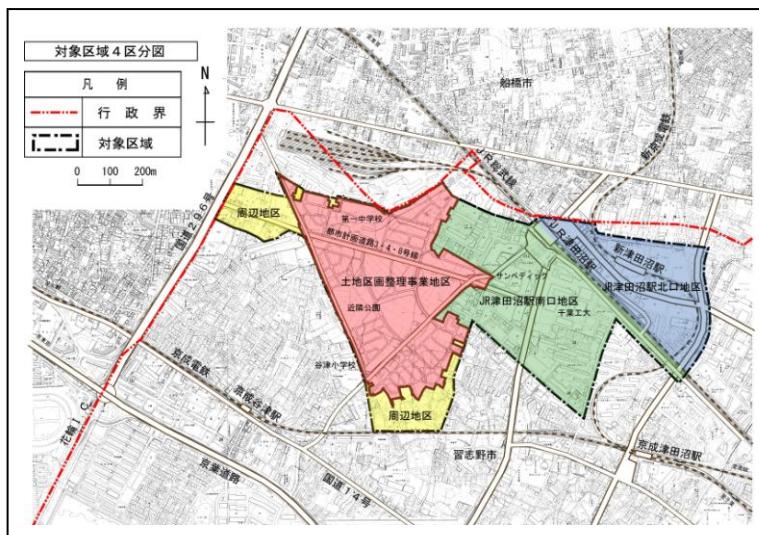


### Ⅲ. 地区別の方針

- 対象地区（約 91ha）を地区特性などを考慮した上で4地区に区分し、それぞれの方針を示します。



#### 1. 土地区画整理事業地区

- 土地区画整理事業地区は、「公園都市」をテーマに緑が豊かなまちづくりを目標に掲げ、魅力的な都市型住宅市街地の形成を目指しています。

新しいまちづくりにあたり、事業施行者等と協力しながら景観、環境、安全・安心に配慮した良好な居住環境のもと、子育て支援などの新たな都市機能が集約された徒歩圏内で生活ができる利便性の高いコンパクトな市街地の形成を目指すものとします。

#### 2. JR津田沼駅北口地区

- 本地区は、商業・業務系施設が集積し、熟成したまちであるが、市の広域拠点にふさわしい基盤施設の拡充化や良好で潤い等のある街並み景観の創出など、都市機能の更新を図ることで、来外者等に対しても、安全で、快適で賑わいのある魅力的なまちづくりを目指すものとします。

#### 3. JR津田沼駅南口地区

- 商業・業務、文化、教育等の施設を有する本地区は、施行中の土地区画整理事業やサンペデックのリニューアル化などにより、広域拠点にふさわしい新たな施設の配置や改善、また都市基盤整備により都市機能の拡充を図ることで、人々が集い活気に満ちた賑わいのあるまちづくりを目指すものとします

#### 4. その他、周辺地区

- 都市計画道路 3. 4. 8 号線等、基盤施設の整備を推進するとともに、通過交通車両の住宅地内への進入の防止に努め、安全な市街地を目指すものとします。

また、農地が残る地区は、農地との調和が図られた潤いのある低層住宅主体の市街地を目指すものとします。